

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を改正する条例（平成21年10月13日京都市条例第14号）（総合企画局情報化推進室）

移動通信用鉄塔施設整備事業においては、その実施により利益を受けようとする電気通信事業者（電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。）から分担金を徴収することとしているが、高速度の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用することが著しく困難であると認められる地域として市長が定める地域において実施する移動通信用鉄塔施設整備事業については、分担金を徴収しないこととしました。

この条例は、平成21年11月1日から施行することとしました。

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 21 年 10 月 13 日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 14 号

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を改正する条例

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「いう」の右に「。以下同じ」を加える。

第 2 条の見出し中「納入義務者」を「徴収」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、高速度の電気通信（電気通信事業法第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を利用することが著しく困難であると認められる地域として市長が定める地域において実施する移動通信用鉄塔施設整備事業については、分担金を徴収しない。

附 則

この条例は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

（総合企画局情報化推進室）